

4 便所

〈基本的考え方〉

高齢者、障害者等の社会参加や外出の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所を整備することが求められます。また、オストメイト、介助者や乳幼児連れ、子どもなど利用者の特性に合わせ、機能を区分した便所又は便房の整備が必要です。

【1】車椅子対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物又は専ら高齢者、障害者が利用する建築物で、 利用者 の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍を除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（多数の者の読み替え有り）
設置数	男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を 1 以上設けること。	令第 14 条第 1 号 便所内に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。
空間の確保等	内部は、車椅子利用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	平成 18 年国交省告示 1496 号 国交大臣が定める構造の便房 ・腰掛便座、手すり等の適切な設置 ・十分な空間の確保
出入口幅	出入口の幅は、80cm 以上とすること。	-
戸の構造	出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	-
	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、 利用者 を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	-
段	出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
床面	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	-
洗面器	次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 () 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 () もたれかかったときに耐えうる強固なものとする	-
	() 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設ける。異性介助も想定し、男女の性別によらず利用できる位置とする。

【空間設備】便所内には、車椅子使用者が回転できるよう十分な空間を確保する。また、便座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【床面】濡れても滑りにくい仕上げとする。

【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・各階にトイレを設ける場合は、それぞれの階に車椅子対応トイレを設ける。
- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・複数の車椅子対応トイレを設ける場合には、正面ないし左右から便器へ移乗する利用者に配慮し、便器や手すりの位置が異なったものを設ける。
- ・施設の用途、規模等を考慮し、大型ベッドを設ける。
- ・非常用呼び出しボタンや聴覚障害対応のフラッシュライトなどの緊急通報装置を便房等に設ける。
- ・便所の案内は点字や音声等を用い視覚障害者へ配慮する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【2】準車椅子対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 m ² 以上の【1】の対象建築物で、【1】に加えて設ける 利用者 の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（【1】を2以上設けた場合を除く）	-
	床面積の合計が 500 m ² 未満の建築物で、 利用者 の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）（【1】を1以上設けた場合を除く）	
	共同住宅又は寄宿舍で、 利用者 の用に供する便所（住戸を除く）（【1】を1以上設けた場合を除く）	
設置数	次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	-
空間の確保等	車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。	-
出入口幅	上記の便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	-
戸の構造	上記の便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	-
段	上記の便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
洗面器	次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 （ ）車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 （ ）もたれかかったときに耐えうる強固なものとする。こと。 （ ）水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。こと。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】車椅子使用者が利用できる便所を設ける。

【空間設備】便房は、車椅子使用者が使用できるよう空間を確保する。また、便座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

《望ましい整備》

- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.7 参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合 参照）
- ・同一敷地内や同一の建築物では便房の配置や設備等を統一する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【3】オストメイト対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	<p>下記以外の建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍内の住戸を除く）</p> <p>卸売市場、事務所、映画スタジオ又はテレビスタジオ、共同住宅又は寄宿舍（2,000㎡未満）、工場、火葬場又は公衆便所（50㎡未満）で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く） （努力規定）</p>	<p>法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （多数の者の読み替え有り）</p>
設置数	<p>便房にオストメイトの利用に配慮した設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p>	<p>令第14条第2号 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
オストメイト	人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者	-

《解説》

【設置数】汚物流し、水栓器具等、オストメイトに配慮した設備を設けた男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房を設ける。

《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 2.7 参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合 参照）
- ・水栓はハンドシャワー型で温水機能付とする。
- ・利用者によって汚物流しの高さが調整できるものとする。
- ・衣類の着替え等に配慮し着替え台を設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【4】男子用小便器

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する便所（男子小便器を設ける場合）（共同住宅及び寄宿舍の住戸を除く）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（男子小便器を設ける場合）（多数の者の読み替え有り）
設置数	1以上に両側に手すりが適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	令第14条第2項 1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けなければならない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】杖使用者等の歩行困難者が不安定な身体を支えながら用を足せるよう、両側手すりや胸あて用の手すりを設けた小便器を設ける。

《望ましい整備》

- ・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。
- ・小便器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ、又はフックを適切な位置に設ける。

【5】乳幼児対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舎、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車車庫以外の用途の建築物に設ける 利用者 の用に供する便所 500㎡以上の建築物 500㎡未満の建築物（努力規定）	条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 （多数の者の読み替え有り）
設置数	埼玉県バリアフリー条例第6条各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	条例第6条第1項 1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
ベビーベッドの設置		条例第6条第1号 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。
ベビーチェア設置及び便房の表示		条例第6条第2号 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。
乳幼児対応の表示		条例第6条第3号 当該便所の出入口に、前二号（第1号ただし書に該当する場合にあっては、前号）の設備を設けている旨を表示すること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房若しくは乳幼児スペースを設ける。

【ベビーベッド】乳幼児のおむつ交換や着替えのために、ベビーベッドを設ける。

【ベビーチェア】乳幼児連れの利用者が乳幼児を座らせておいて利用できるよう、目の届く位置にベビーチェアを設ける。

【案内表示】便所や便房等の入口に設備がある旨の案内表示を設ける。

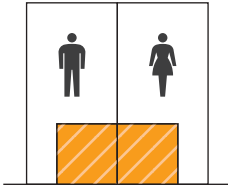
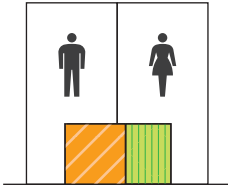
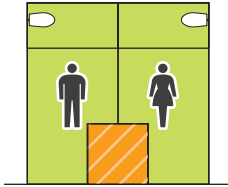
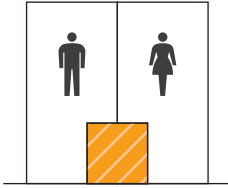
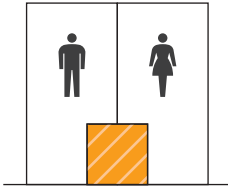
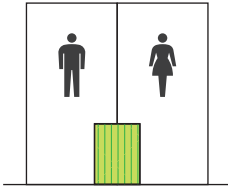
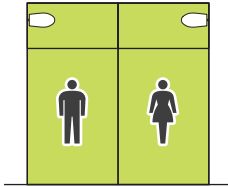
《望ましい整備》

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準


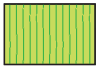

2. 7 〈参考例：男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合〉参照)

- ・ベビーカーとともに入ることのできるゆとりのある広さとする。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。
- ・ベビチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設置する。

《建築物の規模・用途に応じた車椅子対応トイレ、準車椅子対応トイレの配置例》

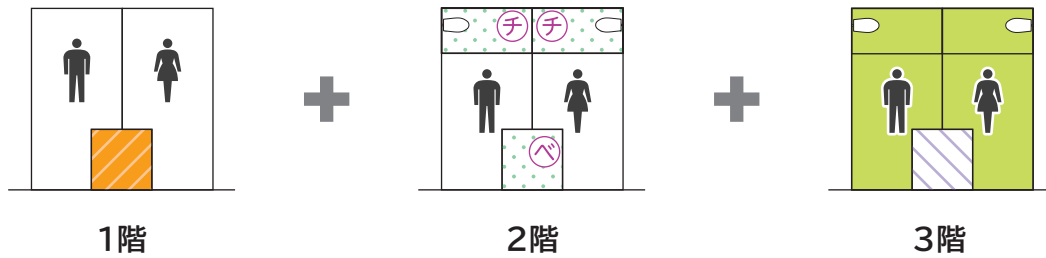
対象	必要なトイレ
<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く） 床面積の合計が2,000㎡以上の専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【1】+【1】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【1】+【2】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【1】+【2】'</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">※ 階やフロアに分散して設けても良い</p>
<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以上2,000㎡未満の建築物（共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く） 専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物 	<div style="text-align: center;">  <p>【1】</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡未満の建築物 共同住宅又は寄宿舎（住戸を除く） 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【1】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【2】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【2】'</p> </div> </div>

【凡例】

-  : 車椅子対応トイレ（男女共用）
-  : 準車椅子対応トイレ（男女共用）
-  : 準車椅子対応トイレ（男女別）

《同一建築物内に複数のトイレを設ける場合の各種トイレの配置例》

☆建築物の規模や用途に応じ、車椅子対応トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーベッド、ベビーチェアを階やフロアに適宜分散して配置する。



【凡例】



：オストメイト対応トイレ



：ベビーチェア等



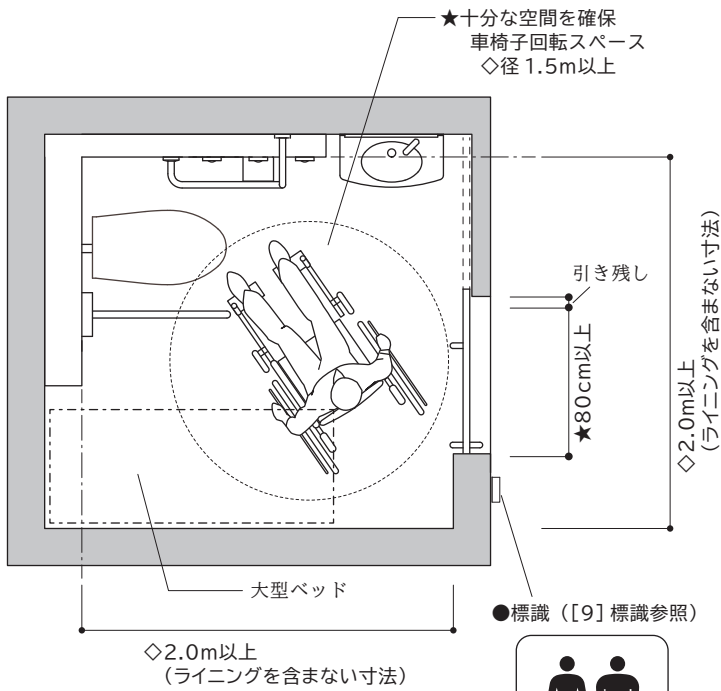
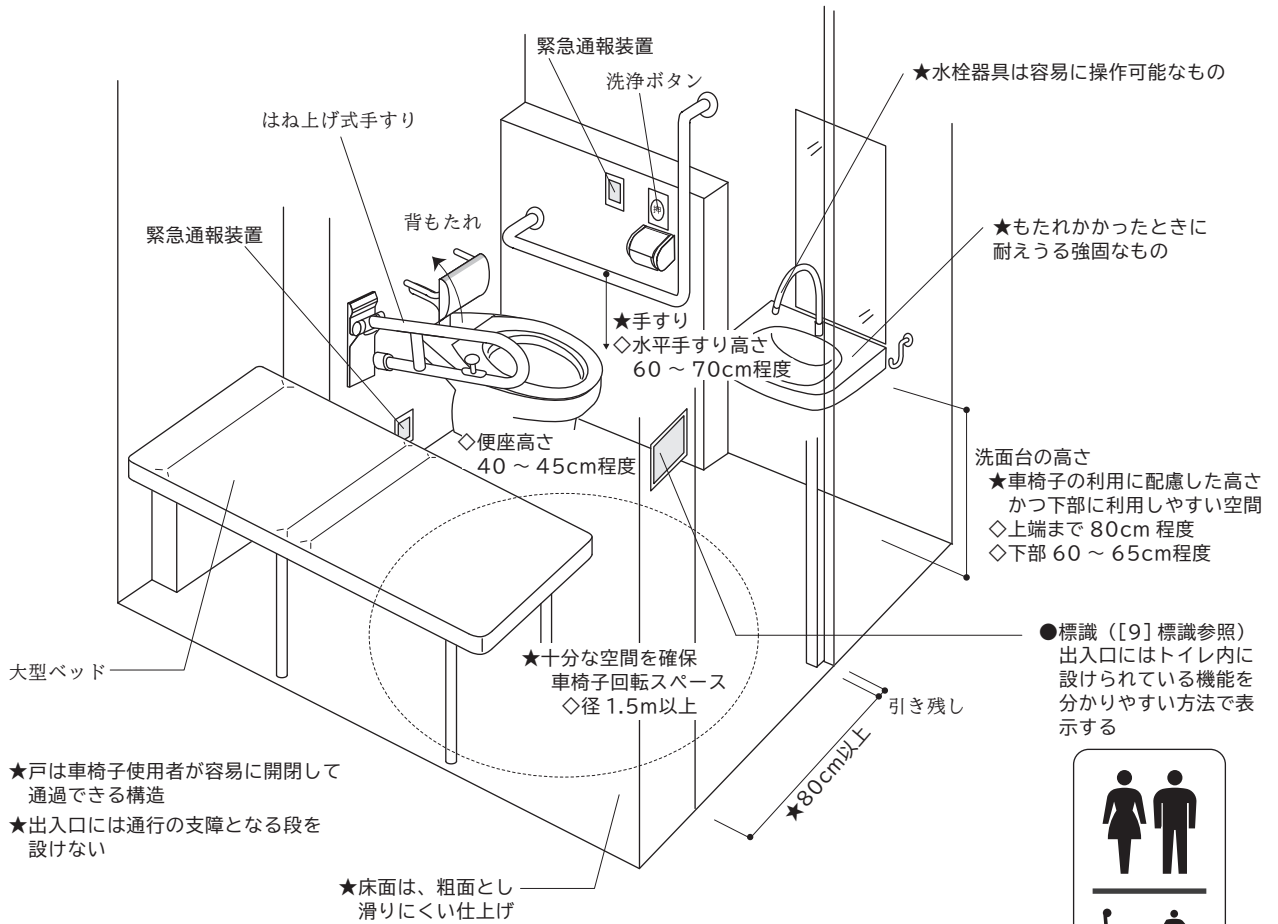
：乳幼児対応トイレ



：ベビーベッド等

(便所以外の場所で、乳幼児を連れてきた者が利用しやすい場所にベビーベッドが設置されている場合は、便所内に設置しなくても良い。)

《車椅子対応トイレの内部》

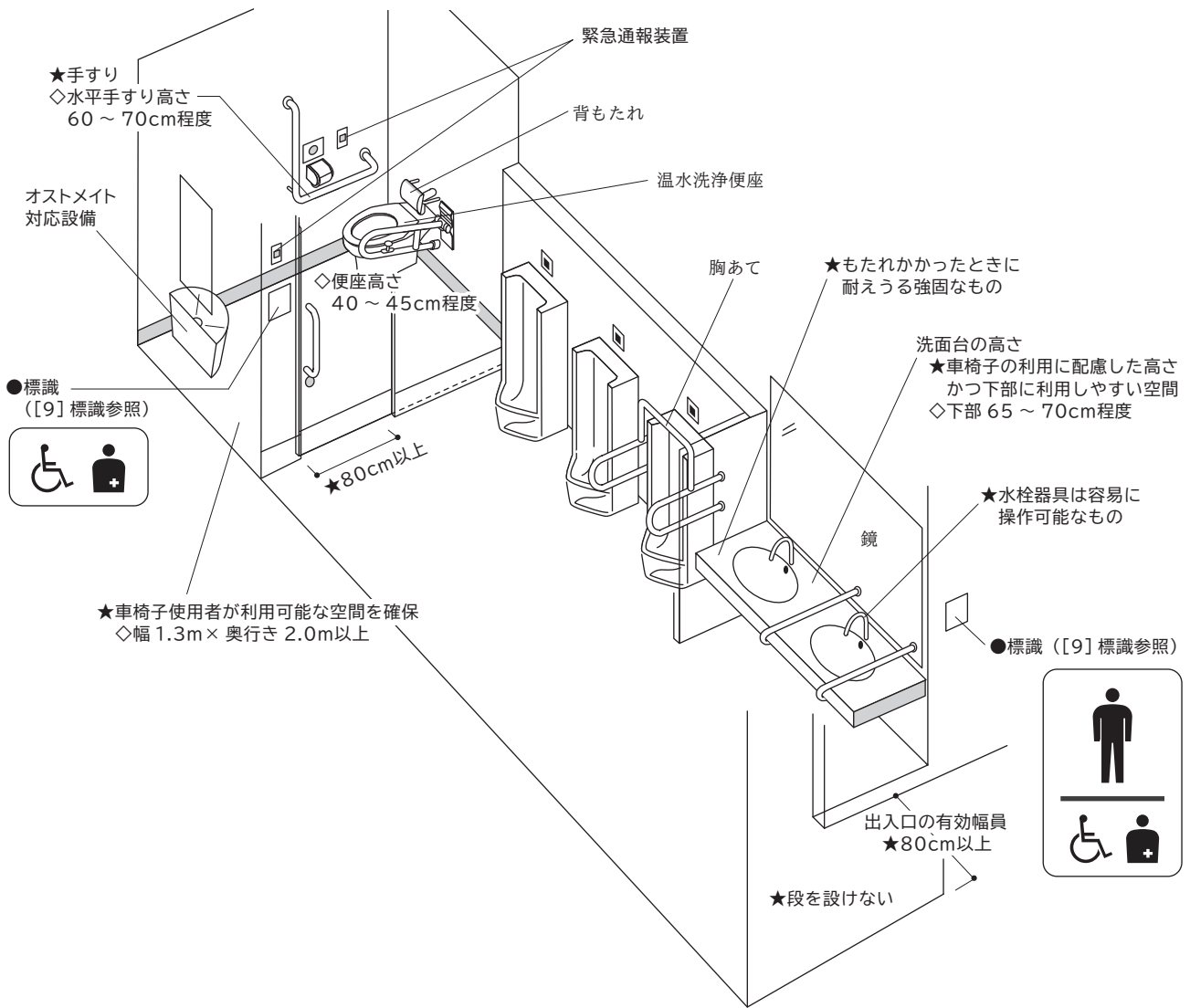


《取っ手や鍵の位置》

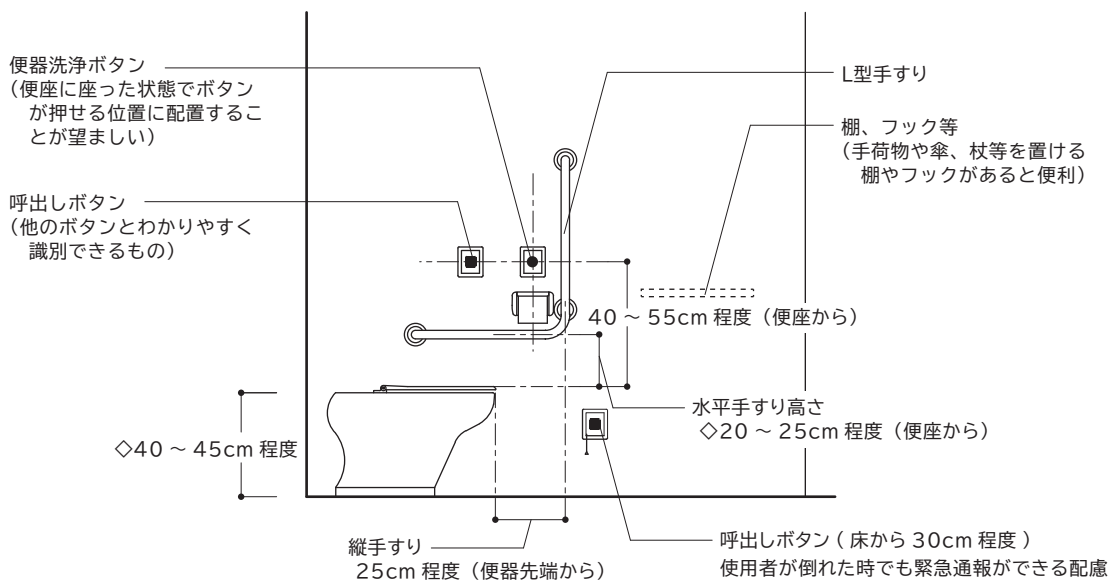
鍵は車椅子使用者が届く低い位置に掛け、手の甲だけで操作できる構造のものが望ましい。



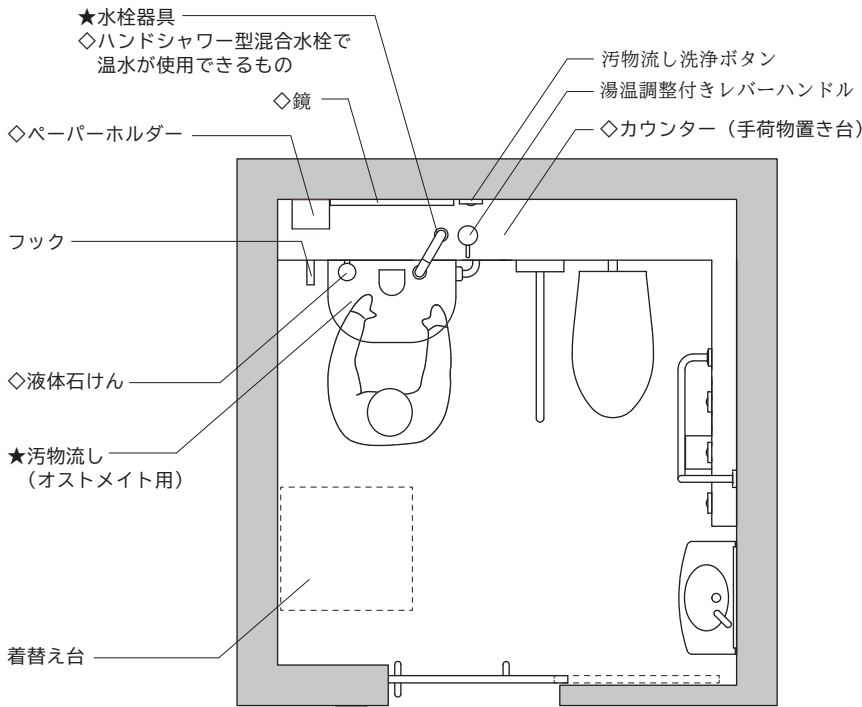
《準車椅子対応トイレの例》



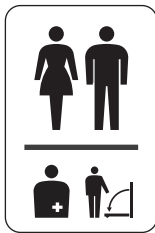
《操作ボタンの配置 (JIS S 0026)》



《オストメイト対応トイレの例》



●標識（[9] 標識参照）



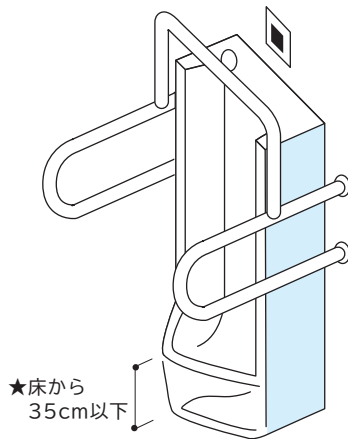
《乳幼児用設備の例》



ベビーチェア

《手すり付き床置き式小便器》

★両側手すり付きの床置き式、壁掛け式の小便器を設けること



《便所配置案内板（点字表示、触知図）》

